

## 在宅育児応援手当

### 支給事業のご案内



子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児（0～2歳児）を家庭で子育てする世帯を支援するため、在宅育児応援手当を支給します。左記要件に該当される方は申請が必要です。保健福祉課までご連絡ください。

#### 対象となる児童

（次の要件をすべて満たす場合）

- ①南越前町に住民登録を有している生後8週から満3歳未満までの児童
- ②同一世帯内の第2子以降の児童

#### 支給対象者となる方

（対象児童の保護者であり、次の要件をすべて満たす場合）

- ①南越前町に住民登録を有する児童手当の受給者
- ②対象児童を保育所等に入所させていない方
- ③職場復帰を前提とした育児休業給付金を受給していない方
- ④町税等を滞納していない方
- ⑤生活保護を受けていない方
- ⑥暴力団関係者でない方
- ⑦配偶者がいる場合は、配偶者が③～⑥を満たしている方
- ⑧市町村民税所得割合額が57,700円未満（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者に相当する世帯は77,101円未満）の世帯

#### 支給額

対象となる児童1人当たり月額1万円

#### 支給期間

支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

#### 申請先・問合せ

保健福祉課 ☎0778-47-8007

## 個別健康診査、がん検診のご案内

今年度の集団健康診査、がん検診は、令和4年11月16日（水）で終了しました。まだ受診をされていない方は、医療機関での個別健康診査、がん検診をご受診ください。

**受診期間** 令和5年2月28日（火）まで **受診期間は、残りわずかです。お早めに受診ください。**

### Step1

#### 医療機関を選ぶ

実施医療機関一覧（4月上旬送付、青色封筒）をご覧ください。

町内、越前市の医療機関のみ記載しています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。保健福祉課までお問合せください。

### Step2

#### 電話で予約する

医療機関に直接電話でご予約ください。

（町内医療機関は予約が混雑する可能性がありますので、直接ご相談ください。）

**持ち物** 保険証、受診券、問診票

自己負担金 1,500円（個人で受けると約10,000円かかる検査を1,500円で受けることができます）

※年度末年齢41、46、51、56、61、66、71歳、また75歳以上は無料

**問合せ** 保健福祉課 ☎0778-47-8007

## 令和4年度 無料歯科健診のお知らせ

今年度実施期間

令和5年

1月31日まで

お口の健康を保つためには、歯の定期健診は欠かせません。受診券が届いた方は、この機会にぜひ受診ください。

**【対象者】** 令和4年度中に41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳になる方

※対象者には無料歯科健診受診券（ハガキ）を6月下旬ごろにお送りしています。無料歯科健診受診券（ハガキ）がお手元にない場合は、再発行しますので保健福祉課までご連絡ください。

**【持ち物】** 無料歯科健診受診券（ハガキ）、健康保険証など

**【受診方法】** 希望する町内または越前市内の歯科医院・クリニックへ事前に直接ご予約ください。

**【負担金】** 無料（歯科健診の結果、治療が必要となった場合の治療費は有料です。）

**問合せ** 保健福祉課 ☎0778-47-8007